

別紙様式第10号 (第117条関係)

(日本産業規格A4)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
特定損害保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 商号又は名称
 氏名
 (法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第186条第2項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の特定損害保険契約の申込みの許可を申請します。
 記

[1~14 略]

(備考)
 [1・2 略]
 3 保険契約者が法人であつて、被保険者がその法人の役員若しくは使用人又はこれらの者の親族である場合には、被保険者についてはその旨を記載すれば足りる。
 4 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則
この府令は、公布の日から施行する。

省 令

○経済産業省令第四十二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百四十五条第一項並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十八条第七号、第十四号及び第十五号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十九日 経済産業大臣 梶山 弘志

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定エネルギー消費機器の適用除外) 第九十二条 [略] 2~5 [略] 6 令第十八条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、電子計算機に接続した通信ケーブルを通じて電力供給のみを受けて動作するものとする。 [削る] [削る] 7~11 [略]</p>	<p>(特定エネルギー消費機器の適用除外) 第九十二条 [略] 2~5 [略] 6 令第十八条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、次に掲げるものとする。 一 ディスクの直径が四十ミリメートル以下のもの 二 最大データ転送速度が一秒につき二百七十ギガバイトを超えるもの 7~11 [略]</p>

別紙様式第10号 (第117条関係)

(日本産業規格A4)

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
損害保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 商号又は名称
 氏名
 (法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第186条第2項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の損害保険契約の申込みの許可を申請します。
 記

[1~14 同左]

(備考)
 [1・2 同左]
 [加える。]
 3 [同左]